

次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議設置要綱

(目 的)

第1条 第3期千葉県教育振興基本計画の策定に向けて、千葉県教育の施策や具体的な取組について意見を聴くため、「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構 成)

第2条 有識者会議は、学識経験のある委員により組織する。

2 会議に、特別の事項を協議するため、当該特別の事項に関し学識経験のある特別委員を置く。

(招 集)

第3条 有識者会議は千葉県教育委員会教育長が召集する。

(座長等)

第4条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選する。

3 座長は、有識者会議の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(公 開)

第5条 有識者会議は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該有識者会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で有識者会議において公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(庶 務)

第6条 有識者会議の庶務は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成31年4月8日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。